

電気通信大学CBT実践研究センター規程

制定 令和8年9月9日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置するCBT実践研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、Computer-Based Testing（以下「CBT」という。）を活用した教育評価及び大学入試の高度化を図るため、情報・ネットワーク工学、数理科学、教育工学、学習評価及びシステム運用等の専門分野を横断する学際的な研究体制を構築するとともに、測定理論に基づく評価手法、問題作成支援技術、適応型テスト及び学習データ解析に関する次世代CBT技術の研究開発及びCBT入試導入の標準モデルを提示し、国内外における教育評価の実践拠点を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生成AI技術を活用した次世代CBT技術の研究開発に関すること。
- (2) 本学の新入生学力調査及び入学選抜試験等におけるCBTシステムの安定的運用及び高度化に関すること。
- (3) CBT導入モデルの提示及び運用体制の構築を通じたCBTの全国的な普及に関すること。
- (4) CBT、人工知能及びデータサイエンスを活用した教育評価に関する専門人材の育成に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センターに、教授、准教授、講師又は助教（以下「センター専任教員」という。）を置くことができる。
- 3 センターに、本学の教授、准教授、講師又は助教のうちから、センター専任教員と同等の業務又は教育研究活動を行う者を兼務教員として置くことができる。
- 4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから、学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうち

からセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

第7条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

(運営会議)

第8条 次の各号に掲げる事項を審議するため、センターに、運営会議を置く。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) センターにおける教育及び研究計画の基本方針に関すること。
 - (3) センターの構成員に関すること。
 - (4) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関すること。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 学長が指名する理事又は職員
 - (3) その他運営会議が必要と認めた者
 - 3 センター専任教員(教授及び准教授に限る。)、兼務教員(教授及び准教授に限る。)又は副センター長が置かれているときは、それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。
 - 4 第2項第2号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 第2項第3号に掲げる者の任期は、運営会議がその都度定める。
 - 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 7 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。
 - 8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
 - 9 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 10 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
 - 11 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

- 3 この規程の施行後、最初に任命される第8条第2項第2号に掲げる運営会議の構成員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。